

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 19 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 中 家 華 江  
 同 加 藤 元 弥  
 同 青 山 圭 一

1 措置の対象となった監査の結果

令和 6 年 3 月 21 日神奈川県監査委員公表第 5 号で公表した不適切事項 10 団体に係る 19 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 文化スポーツ観光局

<財政援助団体等>

監査実施 団 体 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 神奈川県芸術文 化財団	令和 5 年 10 月 30 日及び同 年 12 月 20 日 (令和 5 年 9 月 21 日及び同 月 22 日職員調 査)	(不適切事項) 1 支出事務において、職員が 立て替えて支払ったタクシー 代 2 件、1,400 円及びレター パック交換手数料 1 件 126 円 について、立替金の請求期限 後に請求が行われていた。 2 会計事務処理において、退 職給付引当金の計上に当た り、退職手当の一部を引当て の対象に含めていなかったた め、令和 4 年度末における退 職給付引当金の残高が 16,104,595 円計上不足であ った。	不適切事項については、次の とおり措置した。 1 支出事務については、担当 者及び管理監督者による事業 進行管理が不十分であったこ とによるものであり、令和 5 年 11 月 14 日経営調整会議にお いて全部署に注意を促した。 今後は、このようなことが ないよう、人事異動などの機 会をとらえて注意喚起を継続 することにより再発防止に取 り組み、適正な事務執行に努 める。 県は、今後の適正な事務執 行について、指導した。 2 会計事務処理については、 退職給付引当金のうち退職手 当の調整額分について、退職 の状況で支給額が変動するこ とから未計上であったことな どによるものであり、令和 5

			<p>年度決算より、退職手当の調整額分についても期末現在において自己都合退職すると仮定した場合として算定し、退職給付引当金に計上することとした。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定に関する正しい理解を共有するとともに、研修の実施などによる理解の向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
ねんりんピックかながわ2022実行委員会	令和6年1月16日（令和5年10月13日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、ねんりんピックかながわ2022美術展作品集・目録作成業務委託契約（契約額1,914,748円）について、校正完了後、美術展作品集の作品の一部がトリミングされ、契約の目的が果たされていないことが判明したため、当初予定していなかった美術展作品集の再作成に係る経費218,240円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、関係職員による校正及び決裁過程での確認が不十分であったことによるものであり、関係職員に周知を行うとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めた。</p>

(2) 環境農政局  
 <財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人かながわ海岸美化財団	令和5年11月8日及び令和6年2月9日（令和5年9月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、海岸清掃業務委託契約4件（契約額計6,121,035円）について、入札不成立などによる随意契約の締結に当たり、公益財団法人かながわ海岸美化財団財務規程に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>2 会計事務処理において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) ボランティア受付システ</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、公益財団法人かながわ海岸美化財団財務規程の解釈に誤りがあったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、入札不成立などによる随意契約の締結に当たっては、複数の相手方に見積書の提出を依頼することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

		<p>ム導入準備資金9,000,000円について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に基づく主たる事務所における関係書類の備置きなど、資産取得資金としての計上に必要な手続を行わないまま、令和4年度の財産目録に資産取得資金として計上していた。</p> <p>(2) 特定費用準備資金である国債運用益減収準備資金2,855,000円について、公益法人会計基準の運用指針に基づき、財産目録の使用目的等の欄に特定費用準備資金である旨を明示すべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 会計事務処理については、次のとおりである。</p> <p>(1) ボランティア受付システム導入準備資金については、法令等の趣旨の理解が不足していたことによるものであり、令和6年3月22日に関係書類の備置等の措置を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法令等の趣旨に不明の点がある場合は公認会計士である当財団の監事に相談するなどして、法令等の解釈を正しく行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>(2) 国債運用益減収準備資金については、財産目録の使用目的等の欄にその旨明示する必要があることは認識していたが、確認不足により記載が漏れてしまったものであり、令和5年度決算における財産目録に明示することとした。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財務諸表等の作成に当たっては公益法人会計基準の運用指針等を担当者及び事務局長が改めて確認することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
公益社団法人 神奈川県農業 会議	令和5年11 月7日（令和 5年9月28 日及び同月29	(不適切事項) 契約事務において、令和4年度農地中間管理事業秦野市八沢地区保全管理業務契約（契約額	不適切事項については、担当者が公益社団法人神奈川県農業公社会計規程の内容を失念して

	日職員調査)	1,783,100円)の締結に当たり、公益社団法人神奈川県農業公社会計規程に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	おり、決裁過程における確認も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所管部職員及び管理監督者に対し本法人の会計規程についての研修を実施するとともに、問題点の共有化及びチェック体制の強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
公益財団法人 神奈川県栽培 漁業協会	令和6年2月 1日(令和5 年10月20日職 員調査)	(不適切事項) 会計事務処理において、第131回利付国債(20年)ほか2件(帳簿価額計316,426,000円)について、公益法人会計基準の規定に反し、担保に供している資産である旨を財務諸表に注記していなかった。	不適切事項については、公益法人会計基準に対する認識が不十分であったこと及び会計事務所への情報共有が不足していたことにより生じたものであり、令和4年度会計報告の財務諸表について、第131回利付国債(20年)ほか2件(帳簿価額計316,426,000円)が担保に供している資産である旨を注記したものに修正した。 今後は、このようなことがないよう、当該規定はもとより公益法人会計基準全体について習熟するとともに、会計事務所との情報共有を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務処理について、指導した。

(3) 福祉子どもみらい局  
 <財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
社会福祉法人 一燈会	令和6年2月 19日(令和5 年11月13日職 員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金事業として実施したメゾン・二宮大規模修繕及びグレースヒル・湘南大規模修繕に係る建築外部工事ほか	不適切事項については、以前に本部が実施していた入札を含む契約事務について、各施設への引継ぎが不十分であったことにより、各施設の担当者の関係規定の理解が不十分であったこ

		<p>5件の工事請負契約（契約額計186,682,900円）について、一般競争入札における入札額が全て予定価格を上回っていたにもかかわらず、最低の価格をもって入札した者を落札者として工事請負契約を締結していた。</p>	<p>とによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約事務に係るマニュアルを作成し、関係規定の理解の向上を図るとともに、各施設の契約事務について、本部による確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
--	--	---	---

(4) 健康医療局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	令和5年11月21日及び令和6年3月1日（令和5年10月3日から同月6日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 感染性産業廃棄物処理業務委託契約ほか5件（単価契約、支払額計11,989,956円）及びグリストラップ清掃・産業廃棄物処理業務委託契約ほか1件（契約額計194,700円）の締結に当たり、契約書等に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同法施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項を記載していなかった。</p> <p>2 総合建物管理業務委託ほか1件（契約総額計477,919,200円）について、一般競争入札により落札者を決定した場合に「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」第15条第2項により必要とされる落札者の住所等に係る公示を行っていないかった。</p> <p>3 乳首等洗浄業務委託契約2件（契約額計8,448,000円）</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 感染性産業廃棄物処理業務委託契約ほか7件については、関係法令等の確認が十分ではなかったことによるものであり、監査後に締結した廃棄物処理業務委託契約については、法令で義務付けられた事項を全て記載している。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約締結に当たっては関係法令を確認するとともに、新たに作成したチェック表及び機構の標準契約書例を参考に、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な契約の締結に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 総合建物管理業務委託ほか1件については、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」に対する理解が不足していたことによるものであり、令和6年1月24日に落札者の住所等に係る公示を行った。</p>

		<p>について、発注者が所有するジェットウォッシャーを受注者に使用させているにもかかわらず、契約で定められた使用承認申請書を提出させていなかった。</p> <p>4 こども医療センターほか3病院に係るガス需給契約（単価契約、令和4年度年間支払額計487,002,126円）について、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、一者随意契約を締結していた。</p> <p>5 足柄上病院における白灯油の買入れ契約（単価契約、令和4年度支払額計64,658,000円）について、一連の調達契約により調達をすべき物品等の予定価格の合計額が3,000万円以上であったことから、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、契約相手方を決定していた。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、所属として同規程等に対する正しい理解を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>3 乳首等洗浄業務委託契約2件については、契約で定められた書面による使用承認手続が必要であることについて認識を欠いており、複数の職員によるチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、所属として契約事務に対する正しい理解を共有するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>4 こども医療センターほか3病院に係るガス需給契約については、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」に基づき行う必要があるため、令和3年3月に競争入札に変更しようとした。</p> <p>しかしながら、契約相手方との間で割引適用のため、複数の契約が存在しており、その契約期間がそれぞれ異なっているため、一部の契約が中途解除となることから、割引の取消しや違約金が発生することが分かったため、契約打ち切りによる違約金等の損失の発生を回避するため、一者随意契約を継続したが、その際、令和8年2月末で4病院に係る契約すべてを同時に満了させるよう、契約相手方と交渉・調整を行ったものであ</p>
--	--	--	--

			<p>る。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、令和8年3月以降のガスの調達に当たっては、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」に基づき実施する予定であり、同規程に反した事務処理の再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>5 足柄上病院における白灯油の買入れ契約については、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構が行う物品等又は特定役務の調達手続に関する規程」に関する理解が不足しており、組織全体でのチェック機能が不十分であったことによるものである。</p> <p>なお、令和6年度の四半期毎の白灯油の買入れ契約について、令和6年3月14日付けで「一連の調達契約」として公告し、同規程に定める一般競争入札を行った。</p> <p>今後は、同規程等に反した事務処理の再発防止に努めるとともに、組織が一体となって適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学	令和5年11月10日（令和5年10月2日から同月5日まで職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、職員が立て替えて支払った学術集会参加費1件、12,000円について、立替金の請求期限後に請求が行われていた。	<p>不適切事項については、立替払請求者及び経理担当者の公立大学法人神奈川県立保健福祉大学立替払事務細則の認識不足によるものであり、立替払請求書の様式を改訂するとともに、令和6年4月1日付けで教職員向けに注意喚起を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、定期的に注意喚起を行い、立替払請求者及び経理担当者の意</p>

			<p>識の醸成を行うことにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
--	--	--	--

(5) 産業労働局  
 <財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	令和5年11月9日（令和5年9月19日から同月22日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、リチウムイオン電池電解液評価分析システムの保守契約（契約期間：令和4年12月1日から令和5年11月30日まで、契約金額2,351,800円）について、業務が完了していないにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、令和4年度海老名本部健康診断業務委託に係る8月実施分（支払額2,073,753円）の履行確認に当たり、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、本件が前金払の対象案件であったが、その内容が契約書に反映していなかったにもかかわらず、契約期間初期の履行完了前に形式上の検査のみを行っていたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書類の文面を見直すとともに業務完了後に履行確認を改めて行うこととし、これらの事務の理解の共有と、複数職員による確認体制の強化により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 契約事務については、検査調書の作成が不要な他の月の処理と同様に処理しており、8月分のみ検査調書の作成が必要であったことを見過ごしたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、チェックシート・事務マニュアルの修正及び複数の関係職員による確認により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>



(6) 県土整備局  
 <財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 神奈川県下水道 公社	令和5年11 月8日（令和 5年9月26 日及び同月27 日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、柳島水再生センター無停電電源装置修理工事（契約額12,100,000円）について、公益財団法人神奈川県下水道公社が定める「突発事故等による復旧工事の取扱いについて」に基づき見積合せをすべきところ、一者随意契約を締結していた。</p> <p>2 庶務事務において、令和4年度の評議員及び監事への報酬5件、748,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、誤って所得税法第204条第1項第2号に該当する報酬又は料金として源泉徴収を行ったため、徴収額3件、8,194円が徴収不足であり、2件、50,038円が過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、口頭による事前調査結果をもって、一者随意契約について判断したことによるもので、「突発事故等による復旧工事の取扱いについて」に定める「緊急性」の適用に係る事務手続の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>監査の結果を受けて、「緊急性」の適用については、随意契約等適否委員会において決定することとし、時間的余裕がある場合は2者以上に見積りを依頼するよう、同取扱いの改正を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、同取扱いの運用について徹底することにより再発防止に取り組み、適正な契約事務に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 庶務事務については、源泉徴収に関する法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、令和6年1月30日に制定した「源泉徴収所得税取扱要領」に基づき、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>

